

令和4年度事業計画

社会福祉法人 京丹波町社会福祉協議会

法人運営理念

全ての住民の心が輝く福祉のまちづくり

法人運営基本方針

<住民と福祉の共生>

全ての住民が支え合い、学び合い、福祉活動に主体的に参加し、共に生きることの素晴らしいを感じあえるまちづくりを目指します。

<福祉協働社会の構築>

地域のあらゆる機関・団体と協働し、全ての住民が心豊かで安全に暮らせるまちづくりに計画的に取り組みます。

<選ばれる福祉サービスの提供>

地域に密着した支援体制の整備・開発を提言・実施し、質の高いサービスを提供します。

I 基本目標

全国で、第6波となる新型コロナウイルス変異株（オミクロン株）による感染拡大は、本町でも感染の広がりを見せ、これまで以上に地域活動や人と人との交流が取組みにくい状態となっています。長引くコロナ禍のなかで、経済の停滞からくる生活への不安は、これまでからの見守りや支援を必要とする方々だけでなく、新たに支援を必要とする方々を増大させています。また、地域のつながりが薄れ、ひきこもりやごみ屋敷、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラー等の課題も多く、このような課題は既存の制度やサービスでは対応することが難しく簡単には解決につながらない状況もあります。

そのような中で京丹波町社会福祉協議会では、個別支援や総合的な相談窓口の機能を発揮しながら、新たな地域の課題を把握し、住民の皆さまの協力を得ながら課題解決に向けた取組みを進めていきたいと考えております。

さらには、地域福祉活動計画で定めた「みんなが参加したくなる土壤づくり」に基づき、感染防止の対策を講じたうえで、住民の皆さまの声を聞き、新たな出会いやつながりをつくり、役割や出番を感じていただくことで、誰もが生きがいをもった生活が送れるよう全職員が意識を持って取り組んでいきたいと考えております。このような住民主体の活動を支援することで、地域の福祉力を向上させ「共に生きる福祉のまちづくり」を進めていきたいと考えています。

II 重点事業

1 地域の福祉力を高め、安心した生活を送るための活動の具体化と支援

(1) 京丹波町地域福祉活動計画に基づいた福祉事業の推進

語り合う場をとおして住民の声を聞き、共通の課題や目的を共有することでつながりを生み、地域の中での出番や活躍の場を広げることで、住民の皆さまがいきがいを持った暮らしができるよう、全職員がそれぞれの業務のなかで強く意識して取組みを進める。

(2) 地域の皆様と連携した事業の推進

住民寄り添い型助け合い活動「かがやき」による住民参加型の助け合い活動や、普段の仕事や活動の中で見守り活動を行う京丹波町見守りネットワークを推進し、地域の皆さまと連携した事業を推進する。

(3) 個別支援と総合支援の連携による支援の強化

介護保険をはじめとした在宅福祉サービスの提供、福祉サービス利用援助事業の推進と生活困窮者対策、また、生活相談や障害のある方の自立を支援する相談支援事業所や共同作業所の運営を行いながら、「個別支援」の視点と「広域的な支援」の視点を持ち法人内部の各部署や関係機関と連携することで、孤独・孤立、ひきこもり等の複雑・複合化する課題の掘り起こしと解決に向けた取組みを進める。

(4) 重層的支援体制整備事業に向けた社会福祉協議会の役割の明確化

行政や関係機関と連携し、高齢、障害、児童等の支援事業を活かしつつ、ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、社会福祉協議会が持つ「協議体とした役割」を再度見直し、拡張していく。

2 災害ボランティアセンターの運営を通じて、災害に強いまちづくりの推進を図る

(1) 災害時の災害ボランティアセンター設置と運営

京丹波町と連携を図り、災害時における災害ボランティアセンターの設置と運営に向けた取組みの推進

(2) 防災・減災の啓発活動

平常時における防災・減災に向けた住民研修会の開催

(3) 災害時要配慮者支援事業の構築

行政、関係機関と連携した災害時要配慮者支援に向けた取組みの推進

3 社会福祉協議会の運営組織基盤の強化

(1) 社会福祉に従事する専門職集団としての活動強化

① 福祉活動の専門職としての責任と、より専門性を活かした活動の展開を図り、住民から信頼される職員の資質向上に取り組む。

② 職員の資質向上に向けた研修活動の充実と計画的実施

- ア 職員が主体的に参加できる内部研修会の開催
- イ 外部研修受講をはじめ、積極的な研修受講を計画的に実施

(2) 社会福祉協議会活動財源の確保

- ① 社協の意義や活動事業を広く伝え一般会員の確保を進めるほか、賛助会員や特別会員の増加に向け一層取組みを進める。
- ② 社会福祉協議会活動財源の確保に向けた更なる取組みの展開

III 事業推進計画

1 法人運営

(1) 会務の運営

① 理事会の開催	・本会の執行機関としての役割を担う。
② 評議員会の開催	・本会の議決機関としての役割を担う。
③ 監事会の開催	・本会監事により、上半期（4月～9月）、下半期（10月～3月）の事業運営状況、資金収支予算執行状況等について監査及び指導を受ける。
④ 正副会長会 (三役・管理職会議)	・事業推進の確認や予算執行の確認並びに専決決裁機能を担う。
⑤ 各種委員会の開催	・本会活動推進のため、課題や方向性を明確にする委員会活動の強化を図る。
⑥ 職員会議の開催	・管理職会議、係長会議、担当部門間会議等の定例化、連携の強化
⑦ 役職員研修の実施	・本会基本研修と専門分野別研修の実施

2 地域福祉事業の展開

長引く新型コロナウイルス感染症拡大により、あらゆるところが影響を受け、これまでの生活が脅かされています。人々の暮らしには格差が生じ、これまで以上に生活に困難を抱える世帯が増加しています。

また、世代、時代の変化に伴い公的サービスに頼らない、集団を好みない人たちが増え課題を抱える世帯は孤立し複雑になっています。

地域福祉課では、総合相談窓口機能と併せ、ソーシャルワークを基本とした個別支援と地域課題との関わり方の視点を持ち、より一層の専門性を高め伴走型支援と課題解決に向けた相互の助け合い活動を地域に広めていきます。

(1) 地域福祉活動の推進

- ① 福祉ニーズに基づく活動展開の実施
 - ア 調査・研究活動の推進
 - イ 地域福祉活動計画に基づく取り組みの推進
- ② 広報活動の展開
 - ア 社協広報誌「ほほえみ」の発行・・・・年4回
 - イ ボランティア情報誌「ほのボラ」の発行・・・・年12回
 - ウ ホームページやフェイスブックによる広域的な社協活動の紹介
 - エ C A T V等を活用した社協活動の紹介等、広報活動の展開

- ③ 啓発活動の展開
- ア 福祉のまちづくりに向けた取り組みの推進
- ・福祉課題について、行政・福祉関係機関との連携を含めた福祉向上に努める。
- イ 京丹波町社会福祉協議会マスコットキャラクター「ここたん」の活用
- ・社協が身近な存在として理解いただけるよう、キャラクターの活用を進める。
- ④ 地域福祉ネットワーク事業の展開
- ア ふれあいいきいきサロン活動の展開
- ・活動支援や派遣型サロンの展開
- イ 小地域ボランティアによる高齢者支援活動の実施
- ・ふれあい型給食サービス「かけはし弁当」の実施
- ウ 見守り活動重層化に向けた関係機関との協働活動とシステム化の構築
- ・見守りネットワーク事業協力者の拡充
 - ・福祉の土壤づくりに向けた住民自治組織との連携促進
- ⑤ 地域における自立に向けた支援事業の展開
- ア 一人暮らし高齢者レクリエーションの実施
- ⑥ くらしの応援活動を目指した事業の展開
- ア 住民寄り添い型助け合い活動「かがやき」の実施
- イ 「総合事業」との連携と調整及び事業開発に向けた研究
- ウ くらしの応援事業の推進
- ⑦ 福祉教育事業の推進
- ア 福祉教育事業の推進
- ・町内各小学校、中学校における福祉教育の推進
 - ・福祉サービス事業所でのキッズボランティア事業の実施
- イ 福祉体験学習事業の実施
- 夏休みにおける中学生、高校生の福祉施設等体験学習事業の実施
- ⑧ 当事者組織・団体への支援
- ア 老人クラブ連合会への支援
- 京丹波町老人クラブ連合会の事務局機能として、町全体や各支部の連絡調整、会議・行事等の運営支援を行う。
- イ 障害者団体への支援
- ウ 障害児者を守る会への支援
- エ 母子寡婦福祉会への支援

(2) ボランティア活動の推進

- ① ボランティア活動支援事業
- ア ボランティア養成講座、交流研修会等の開催

- イ ボランティア登録・斡旋及び援助・指導の実施
- ウ ボランティア活動に関する調査研究及び情報提供
- エ ボランティア活動用のレクリエーション資材の整備及び貸出推進
- オ ボランティア基金の運用

(3) 災害ボランティアセンターの運営強化

- ① 災害ボランティアセンター運営強化のための事業推進
 - ア 災害ボランティアセンター支援ボランティア養成講座の開催
 - イ 災害ボランティアセンター運営訓練等の実施
 - ウ 町総務課危機管理室、府災害ボランティアセンター等との連携強化
- ② 平常時における防災・減災に向けた啓発活動の展開
 - ア 災害ボランティアセンター町民講座の開催

(4) 相談支援事業の推進

総合相談窓口として、あらゆる相談に対応するとともに、ひきこもり支援の在り方を模索し、関係機関との連携を図りながら相談支援とセーフティーネットの充実を目指す。

- ① 生活相談所の開設
 - 広く住民の日常生活の相談に応じ、適切な助言・援助を行い地域住民の福祉向上を図る目的を持って、暮らしの困りごと（心配ごと）相談所を開設する。併せて専門相談として、京都府弁護士会の協力を得て無料法律相談所も開設する。
 - ア むらしの困りごと（心配ごと）相談所の開設
 - ・毎月1回（年12回）支所巡回型として開設
 - ・暮らしの困りごと相談所運営委員による相談対応・運営
 - イ 無料法律相談所の開設
 - ・京都府弁護士会に委託し、支所巡回型として年9回開設
 - ウ フードバンクの取組み【新規】
 - ・生活困窮等で支援を必要とされる世帯に対し、町内の事業所や住民から寄贈いただいた食材等を提供する。
 - ② 福祉資金貸付事業
 - 経済的に不安定な世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、安定した生活が送れることを目的に実施する。
 - ア 相談者の課題解決に向け必要な貸付と地域の民生委員と連携した相談支援を行う。
 - イ 初回相談から迅速に対応を行う。緊急性を問われる貸付にも対応できるよう、実施主体である京都府社協に向け、貸付審査会の持ち方について検討を行う。
 - ウ 本制度の対象とならない相談者についても、他の制度や相談機関につなぐことで課題解決に向けた支援を行う。

③ 福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）

判断能力に支援の必要な方に、福祉サービスの利用及び金銭管理等を行い、地域で自立した暮らしを送れるよう支援する。

ア 福祉サービスを利用するための手続き支援

イ 日常的な金銭管理

ウ 通帳、ハンコの預かりと管理

エ 年金証書、書類等の預かり

④ 法人後見事業立ち上げに向けた調整

⑤ ひきこもり等居場所づくり支援事業

ひきこもり状態の方やその家族が気軽に参加できる機会を開設し、当事者等からの相談に応じて必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関と連携を図り、地域における自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

ア ひきこもり状態の方へのアプローチ拠点としての居場所づくり

イ ひきこもり状態の方とその家族に向けた相談窓口

ウ ひきこもり状態の方に対しての中間的就労支援

⑥ 特定障害者指定相談支援事業（相談支援センターにじ）

障害のある利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関と緊密な連携を図りつつ、利用者一人ひとりの意向、適正、障害の特性等に応じ、適切かつ効果的に支援を行う。

ア 相談

・生活全般に関する相談や福祉サービス利用の意向、解決すべき課題の整理

イ 関係機関との調整

・利用者が複数のサービスを利用する際、共通した支援目標を示すことで同じ方向性に向いたサービスの提供を図る

・利用者に関わる機関の役割分担やネットワークの強化

ウ サービス利用計画の作成

・利用者のサービス利用計画を作成する上で生活に対する意向を確認し、総合的な支援の方針やサービスの目的の明確化を図る

・サービスの提供が本人の意向に沿ったものとなっているか、また、新たな目標や身体状態の変化、計画の達成、サービスの種類、内容、支給量を定期的に確認する。

3 在宅福祉活動の推進

(1) 高齢者福祉推進事業の展開

介護保険制度が制定され22年が経過し、京丹波町高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画も令和3年3月には策定されました。

在宅福祉課においても第8期介護保険事業計画で継承される「みんなで支える輝く生涯あたたかな心でつくる安心・健康・いきいき京丹波」を推奨し、介護保険制度では対応しきれない多様な高齢者のライフスタイルを見据えながら高齢者福祉施策が充実するよう、町内の社会資源の発掘やサービスが確立出来るよう支援に努めます。

更には、新型コロナウイルス感染症をはじめ、様々な感染症への対策を継続しながら京丹波町の住民が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じていきいきと暮らし続けられるよう、地域福祉活動計画に基づき社協各部署、他法人、他事業所と連携し業務を進めています。

① 介護保険事業の推進

<実施事業>

○介護保険事業

●居宅介護支援事業・・・「ケアプランセンターほほえみ」

ケアマネジャーによるケアプランの作成・管理支援及び相談事業

「利用者が目指す未来の実現」

利用者が可能な限りその居宅において、尊厳を保持し、その有する能力に応じ、利用者が思い描く自立した日常生活を営むことができるよう、多種多様な資源の活用やサービス、自身及び家族でも行えることを提案し支援を行う。また、地域へも目を向けながら必要な社会資源の発掘や確立にも努める。

●訪問介護事業・・・「ヘルパーセンターほほえみ」

ホームヘルパーによる生活支援（洗濯・掃除・調理等）、身体介護（入浴・食事・排泄等）を提供する。

「利用者個々の有する能力を活用した在宅生活」の支援

利用者が住み慣れた地域や自宅でその有する能力に応じて自立した生活が送れるよう、身体介護や生活援助を提供する。各利用者の残存能力にも着目しながら、可能な限り利用者自身の力を引き出し、活用いただくことで社会参加ができ、本人の思いに添った在宅での生活が続けられるよう支援を行う。

●通所介護事業・・・「デイサービスセンターほほえみ」

デイサービスセンターに通所し、健康チェック・レクリエーション・リハビリ・入浴等のサービス提供

「利用者の生きがい・活躍の場づくり」

利用者が閉じこもりの予防や社会参加を通じて、心身ともに健康であるようサー

ビスを提供します。利用者の状態・ニーズに寄り添った個別機能訓練やレクリエーション、余暇活動を行います。また、地域密着型通所介護事業所として多職種および地域とも連携した事業所を目指します。

○日常生活支援・総合事業

要支援認定の方等が利用する総合事業を継続受託し、利用者が少しでも安らげる居場所とご自身の自立に向けた取組みや社会と関わりで、要介護状態にならないよう介護予防の取組みを行う。

●通所型サービスA

介護予防と閉じこもり防止を目的に「にこにこクラブ」の名称のもと、体操・文化的取組み等を定期的に実施する。

② 高齢者生活支援事業の推進（介護保険事業以外のサービス事業）

ア 対象者：概ね65歳以上の高齢者であって、支援の必要な方で、京丹波町長に
対し、サービス利用申請を行い、利用許可が得られた方

イ 対象地域：京丹波町全域

<実施事業>

●軽度生活支援事業

一人暮らし高齢者、高齢者世帯に対し、軽易な日常生活の援助、（掃除・洗濯・調理や健康相談、栄養指導等）を行う。

●外出支援事業

公共交通機関を利用する事が困難な高齢者に対して、病院通院等の外出支援を行う。

ア 福祉有償運送事業所（陸運局許可事業所）として運営を行う。

●食の自立支援サービス

調理することが困難な高齢者等に対し、月曜日から土曜日の間、夕食弁当を配食ボランティアなどの協力を得て配食する。

ア 毎日配食により、配食ボランティアによる安否確認事業を兼ねる。

●訪問理美容サービス

理美容院の利用が困難な高齢者に対し、社会福祉協議会に登録した理容師・美容師が在宅に出向き、散髪・整髪を行う。

●介護用品の貸出・斡旋事業

ア 車イス・介護用ベッド・歩行器・押し車の無料貸出し（社協会員）

イ 介護用品の斡旋・・・購入については利用者の実費負担

(2) 障害者福祉事業の推進

<実施事業>

●障害者居宅介護事業・重度訪問介護事業

ホームヘルパーが居宅を訪問し、生活支援・身体介護支援、また外出時の移動介護等を行う。

●重症心身障害児者等通院・通所送迎事業

人工透析患者の通院送迎事業・・・・・・京都中部総合医療センター（旧南丹病院）、綾部市立病院への送迎

重度障害者療育施設への通所送迎事業・・・通所療育センター花ノ木への送迎

●障害者ガイドヘルパー派遣事業

障害者にガイドヘルパーを派遣し、外出の支援を行う。

●障害者共同作業所運営事業

地域社会の中で「働きたい」「自立した生活を送りたい」など、誰もが思っている当たり前の願いを実現していただくために、働く喜びや、やりがい、達成感を感じいただき、楽しみながら活動をとおして、社会の中における意欲や自信となることを目指します。

また、利用者の生活全般への気配りや相談、人権を擁護し支援業務にあたり、心豊かに生きがいをもって暮らしていただけるよう事業を行います。

ア 生活介護事業

身体的機能や生活能力の向上をめざし、基本的な生活習慣の確保、生産的活動・創造的活動を提供する。

イ 就労継続支援B型事業

一般就労に向けて必要な知識や能力の向上をめざし生産活動やその他の本人に合った訓練や支援を行う。

<調査・研究>

●グループホームについて

グループホーム設立の要望を受け、町行政と共に調査研究を行う。

(3) 子育て支援活動

① ファミリー・サポート・センター事業の実施

「子育ての支援希望者」と「子育て応援可能者」が「お願い」「預かり」の会員に登録し、お互いに助け合いながら子育ての相互支援活動を地域において行う。

<事業内容>

- ア 保育所、幼稚園、小学校等の始業前の時間や終了時の時間に子どもを預かること
- イ 保育所、幼稚園、小学校等の施設に送迎を行うこと
- ウ 放課後や放課後児童クラブ（学童保育）等の終了時に子どもを迎えに行き、その後預かること
- エ 保護者の急用（疾病、看護、冠婚葬祭等）の時に、子どもを預かること

<事業推進計画>

- ア ファミリー・サポート・センター事業の啓発と子育てニーズの把握
- イ 会員へ向けての研修会の実施
- ウ 会員交流会の実施

② お誕生お祝いカード事業の実施

お誕生を祝して、押し花ボランティア等と協力しながら、子育て情報の資料を同封して、対象新生児に送付し、お祝いをします。

4 共同募金運動の実施

（1）共同募金運動の実施

本会は、京都府共同募金会並びに京丹波町共同募金会に協力し、赤い羽根共同募金及び歳末たすけあい募金運動を実施します。また、募金配分事業を実施し、町内の地域福祉活動・在宅福祉活動の充実を図ります。

<実施期間>

- ア 赤い羽根共同募金・・・10月1日から翌3月31日まで
- イ 歳末たすけあい募金・・・12月1日から12月31日まで

<共同募金配分事業の実施>

- ア 地域福祉活動を行う住民主体団体への活動助成（じぶんの町を良くするしくみ）
- イ 地域福祉・ボランティア活動の支援事業
- ウ 福祉当事者団体の組織育成のための活動助成
- エ 災害ボランティア活動のための運営支援
- オ 福祉対象者への激励・見舞金の配分（歳末たすけあい募金による）
- カ 買物支援事業への活動助成（歳末たすけあい募金による）
- キ その他、福祉活動向上に向けた活動の展開

5 その他の事業

- （1）日本赤十字社社員増強運動への協力
- （2）丹波健康管理センターの管理運営【新規】
- （3）和知高齢者コミュニティセンターの管理運営